

令和4年の労使紛争の処理状況等について

1 概要

労使紛争の処理機関である労働委員会では、取組の方向性等を定めた「広島県労働委員会活動指針」に基づき、集团的労使紛争及び個別労働関係紛争の迅速・的確な処理に取り組むとともに、紛争の未然防止や自律的解決への支援、関係機関との連携活動等の取組を行った。

2 紛争処理等の状況（令和4年1月～12月）

(1) 不当労働行為の審査

(単位:件)

区分	前年からの繰越し	新規係属	計	終 結			H29～R3の平均取扱件数
不当労働行為の審査	4	2	6	4	命 令	4	5.8
					和 解	0	
					取下げ	0	
行政訴訟	0	1	1	0			1.6

- 新規申立て2件のうち1件は、企業や職種に関係なく個人で加入できる合同労組からの申立てであった。
- 終了した4件は、いずれも命令を発した事件であった。
- 平均所要日数は444日であった[処理目標期間は1年]。

(2) 労働争議の調整

(単位:件)

区分	前年からの繰越し	新規係属	計	終 結			H29～R3の平均取扱件数	
労働争議の調整	あ っ せ ん	2	3	5	5	解 決	2	5.2
						打切り	1	
						取下げ	2	
調 停	0	0	0	0			0	
仲 裁	0	0	0	0			0	

- 新規申請3件は、いずれも労働組合からの申請であった。
- 新規申請のあっせんで事項別（重複あり）にみると、3件すべてが「団交促進」を含んでいる。
- 平均所要日数は91.6日であった[処理目標期間は90日]。

(3) 個別労働関係紛争のあっせん

(単位:件)

区分	前年からの繰越し	新規係属	計	終 結			H29～R3の平均取扱件数
個別労働関係紛争のあっせん	1	10	11	9	解 決	3	10.8
					打切り	6	
					取下げ	0	

- 新規申請のあっせんで事項別（重複あり）にみると、「解雇・雇止め」が5件と最も多く、次いで「パワハラ等」が4件となっている。
- 終了した9件の内訳は、解決が3件、打切りが6件であり、打切りのすべてが被申請者によるあっせん拒否によるものとなっている。
- 平均所要日数は48.7日であった[処理目標期間は30日]。


3 労働委員会活動指針に基づくその他の主な取組

(1) 紛争の未然防止や自律的解決への支援

紛争当事者による自律的な紛争解決の支援や紛争の未然防止を図るため、出前講座の実施、機関紙への事例掲載、情報発信を行った。

○ 出前講座

例年、労働団体や大学等を対象に複数回実施しており、令和4年は次の3か所（延べ6日間）で開催した。

県教育委員会	2月1日 ～2日 5月11日 ～12日	事務局職員が、高等学校の進路指導担当教諭などを対象に、賃金や労働時間、休日・休暇等に関する基本的な労働ルールや労働契約の締結に当たっての注意点等の説明を行った。	
リーガ労働組合 連合会	11月8日	事務局職員が、労働組合の役員を対象に、労働委員会の役割や担当業務、労使間の紛争事例等について説明を行った。	
広島修道大学	11月24日	使用者委員が、学生を対象に、労働法の基礎知識や働き方改革の動き、社会で伸びる人材等について講義を行った。	

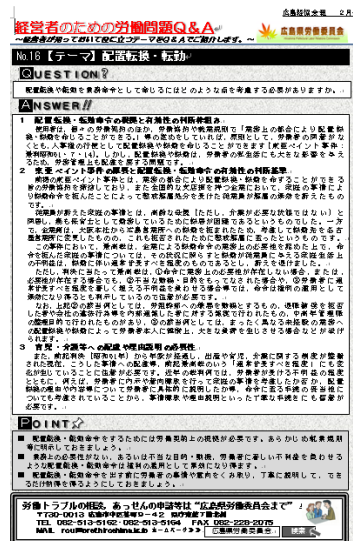
○ 機関紙への記事掲載

広島県経営者協会及び連合広島の機関紙に、解雇や配置転換等、労使間で問題となりうるテーマに関する解説記事を定期的に掲載した。

○ 情報発信

市町の広報媒体、民間の就職情報誌等に労働委員会のあっせん制度に関する記事を掲載した（2市1町）。

また、広島商工会議所等の県内経済団体や労働団体（連合広島）等に対し、労働委員会制度の認知度向上と利用推奨への協力について依頼を行い、各団体のホームページに記事を掲載する等の情報発信を行った。



(2) 関係機関との連携活動

○ 6月9日に、広島労働局や法テラス広島、広島弁護士会や広島県社会保険労務士会等で構成する『労働紛争解決ネット広島』連絡協議会を開催し、新型コロナウイルス感染症への各機関の対応状況や県民からの相談内容等についての情報共有を行った。

○ 10月25日に、『労働紛争解決ネット広島』として県民を対象としたセミナー（テーマ：正規・非正規労働者問題）を開催した（参加者45名）。

